

第 9 号

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年熊本県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イの表緑川第一発電所の項中「28,500キロワット」を「29,000キロワット」に改め、同表緑川第二発電所の項中「6,100キロワット」を「6,400キロワット」に改める。

附 則

この条例中第3条第2項第1号イの表緑川第一発電所の項の改正規定は令和4年8月5日から、同表緑川第二発電所の項の改正規定は同年9月3日から施行する。

（提案理由）

電気事業における緑川第一発電所及び緑川第二発電所の発電設備の更新に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。